

平成29年度 茨城県介護支援専門員実務研修受講試験

- | | | |
|-----------------------|-------|---|
| 1. 試験実施概要 | | 2 |
| 2. 試験実施案内配布場所一覧 | | 4 |
| 3. 受験資格要件に関する制度変更について | | 6 |

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部

水戸市千波町1918
茨城県総合福祉会館2階

TEL 029-241-4121

<http://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

茨城県社会福祉協議会介護支援専門員

検索



平成29年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験について

1 試験期日 平成29年10月8日(日) 午前10時開始

2 試験実施案内(受験願書等必要書類)の配布

(1) 配布期間 平成29年6月5日(月)～平成29年6月30日(金)

(2) 時間及び場所 [平日] 午前9時～午後5時

各保健所、各県民センター地域福祉室、福祉相談センター地域福祉課、
県長寿福祉課地域ケア推進室、茨城県社会福祉協議会福祉人材・研修部

[土・日・祝日] 午前9時～午後5時

茨城県総合福祉会館1階 会館事務室

- (3) 郵送希望者
- ① 「試験実施案内請求」と朱書きした封筒を、茨城県社会福祉協議会福祉人材・研修部あて(11問合せ先参照)送付すること。
 - ② ①の封筒には返信先を明記し、380円分の切手を貼った、角2サイズの返信用封筒を同封すること。
 - ③ 郵便での請求は、6月16日(当日消印有効)までに請求してください。

3 受験願書の受付

(1) 受付期間 平成29年6月5日(月)～平成29年6月30日(金) ※当日消印有効

(2) 受付方法 簡易書留で郵送されたもののみ受付

(3) 郵送先 茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部あて

※出願願書等書類については、茨城県社会福祉協議会及び茨城県保健福祉部長寿福祉課地域ケア推進室のホームページからダウンロードした様式でも可能です。

ただし、受験手数料の振込用紙は、ホームページからダウンロードできません。封筒に「振込依頼書請求」と朱書きし、返信用封筒(返信先を明記、82円分の切手を貼付)を、同封して茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部あて(11問合せ先参照)請求すること。

4 受験手数料 7,500円(ATM振込不可)

※本会所定の振込用紙(2の試験実施案内に添付されている)にて、
受験願書の受付期間内に、お近くの常陽銀行窓口でお振込みください。

5 試験会場 ※試験会場は予定であり、変更・追加をすることがあります。

受験地	試験会場	所在地
県北地区	茨城大学水戸キャンパス	水戸市文京2-1-1
	茨城キリスト教大学	日立市大みか町6丁目11-1
県南地区	流通経済大学	龍ヶ崎市120
	茨城県立医療大学	稲敷郡阿見町阿見4669-2

※試験会場は試験実施本部が決定し、受験票に掲載します。

6 受験資格

茨城県で受験するには、以下の（１）及び（２）の要件を満たす必要があります。
受験地を間違えて申し込まれた場合は、受付できませんのでご注意ください。

（１）茨城県で受験できる方

申込日現在の業務	勤務地・住所地	受験地
・ 受験資格の対象業務で働いている	茨城県で勤務	茨城県
	茨城県外で勤務	勤務地
・ 受験資格の対象業務ではない※ ・ 無職	茨城県在住	茨城県
	茨城県外在住	住所地

※教育業務、研究業務、事務など

（２）所定の実務経験を満たすこと

下記①～⑤のいずれかの受験対象資格に係る実務経験が５年以上かつ900日以上の方

① 保健・医療・福祉に関する法定資格保有者

② 生活相談員 ③ 支援相談員 ④ 相談支援専門員 ⑤ 主任相談支援員

※受験資格は、法定資格等の有無・勤務先・従事業務内容等により異なるので、詳細は「平成29年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験実施案内」を参照のこと。

⑥ 介護等業務で、通算10年以上かつ1,800日以上の実務経験を有し、「試験実施案内」に掲げるいずれかに該当する者

※受験資格は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年2月12日 厚生労働省令第19号）により改正され、同日付で施行されています。
ただし、従前の受験資格（旧受験要件）については、上記適用より3年を経過するまでの間は実務の経験とみなされます。

7 試験内容及び出題範囲

- ・ 介護保険制度、要介護認定、居宅・施設サービス計画等の介護支援分野の知識
- ・ 保健医療サービス、福祉サービス等の保健医療福祉サービス分野の知識

8 身体障害者等に対する受験特別措置

身体障害等のある受験者には、受験者からの希望により特別の措置を行うものとする。

※詳細は試験実施案内を参照のこと。

9 試験合格発表 平成29年11月28日（火）

合格発表当日、受験者に合否通知を送付します。

10 その他

試験合格者が受講する「介護支援専門員実務研修」の研修時間が、平成28年度から87時間に変更されました。

11 問合せ先

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部

〒310-8586 水戸市千波町1918
茨城県総合福祉会館2階 TEL 029-241-4121

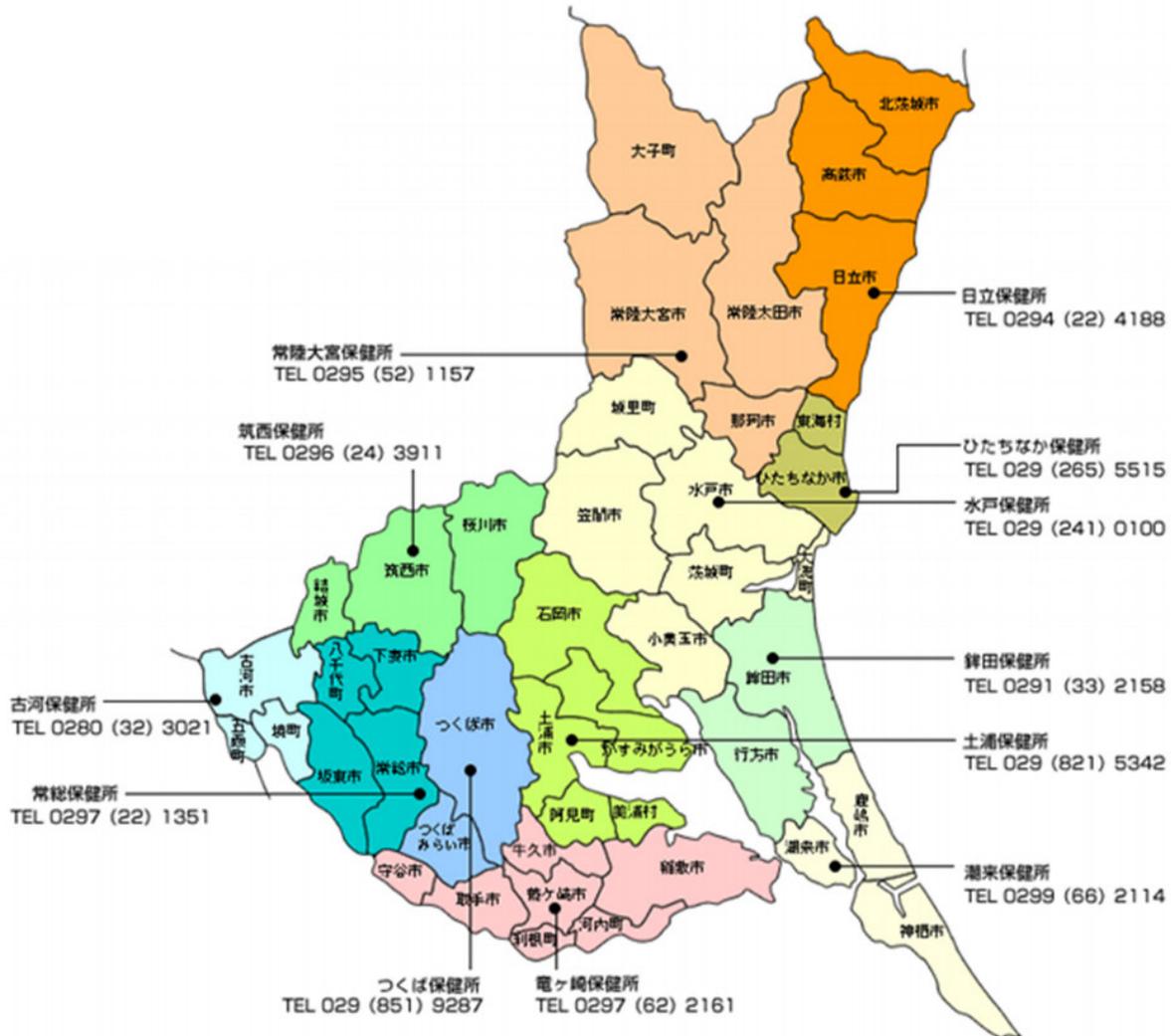
<http://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

茨城県社会福祉協議会介護支援専門員

検索

平成 29 年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験
「試験実施案内」配布場所一覧

1. 保健所



保健所名	住 所	電話番号
水戸保健所	水戸市笠原町 993-2	029-241-0100
ひたちなか保健所	ひたちなか市新光町 95	029-265-5515
常陸大宮保健所	常陸大宮市姥賀町 2978-1	0295-52-1157
日立保健所	日立市助川町 2-6-15	0294-22-4188
鉾田保健所	鉾田市鉾田 1367-3	0291-33-2158
潮来保健所	潮来市大洲 1446-1	0299-66-2114
竜ヶ崎保健所	龍ヶ崎市 2983-1	0297-62-2161
土浦保健所	土浦市下高津 2-7-46	029-821-5342
つくば保健所	つくば市松代 4-27	029-851-9287
筑西保健所	筑西市甲 114	0296-24-3911
常総保健所	常総市水海道森下町 4474	0297-22-1351
古河保健所	古河市北町 6-22	0280-32-3021

2. 県民センター 地域福祉室

県民センター名	住 所	電話番号
県北県民センター	常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同庁舎内	0294-80-3320
鹿行県民センター	鉾田市鉾田 1367-3 鉾田合同庁舎内	0291-33-4110
県南県民センター	土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎内	029-822-7217
県西県民センター	筑西市二木成 615 筑西合同庁舎内	0296-24-9155

3. 福祉相談センター 地域福祉課

名 称	住 所	電話番号
福祉相談センター地域福祉課	水戸市三の丸 1-5-38 三の丸庁舎内	029-226-1513

4. 県保健福祉部 長寿福祉課 地域ケア推進室

名 称	住 所	電話番号
県長寿福祉課地域ケア推進室	水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎 13 階	029-301-3334

5. 県社会福祉協議会 福祉人材・研修部

曜 日	住 所	電話番号
平 日	水戸市千波町 1918 番地 茨城県総合福祉会館 2 階 県社会福祉協議会福祉人材・研修部	029-241-4121
土・日・祝日	水戸市千波町 1918 番地 茨城県総合福祉会館 1 階 県総合福祉会館事務室	029-244-4545

2. 受験要件の改正内容（概要）

改正前 (平成 26 年 3 月 31 日 老発 0 3 3 1 第 5 号)	改正後 (平成 27 年 2 月 12 日 老発 0 2 1 2 第 2 号)
<p>○介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格（下記のいずれかの要件を満たす者）</p> <p>法定資格＜実務経験 5 年＞ ○保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間が 5 年以上</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士。</p> <p>相談援助業務＜実務経験 5 年＞ ○以下の施設等において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談対応や、助言・指導等の援助を行う業務に従事した期間が 5 年以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設 ・老人デイサービス事業、障害者自立支援法に基づく共同生活介護 ・福祉事務所（ケースワーカー） ・医療機関における医療社会事業(MSW)など <p>介護等業務＜実務経験 5 年又は 10 年＞ ○以下の施設等において、要介護者等の介護・介護者に対する介護に関する指導を行う業務に従事した期間が、</p> <p>①社会福祉主事任用資格者や訪問介護 2 級研修修了者であれば 5 年以上、</p> <p>②それ以外であれば 10 年以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設 ・老人居宅介護等事業、障害者自立支援法に基づく居宅介護 など 	<p>○介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格（下記のいずれかの要件を満たす者）</p> <p>以下の 1～5 を通算して 5 年以上</p> <p>1. 法定資格保有者 保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間</p> <p>（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士</p> <p>2. 生活相談員 生活相談員として、(地域密着型) 介護老人福祉施設・(地域密着型) 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間</p> <p>3. 支援相談員 支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間</p> <p>4. 相談支援専門員 障害者総合支援法第 5 条第 16 項及び児童福祉法第 6 条の 2 第 6 項に規定する事業の従事者として従事した期間</p> <p>5. 主任相談支援員 生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する事業の従事者として従事した期間</p>